

ISSA 海外論文要約より

## 所得政策と低所得

—— 老齢年金と社会扶助との併給 ——

VAN LIER (オランダ)

本稿には、老齢年金を補足する検討が取上げられている。Van Lier は各世帯で生活する全人口のうち 5 % から 1 % が、純最低賃金の水準にほぼ相当する所得を得ていると計算していた。このカテゴリーの人びとは、主として、老齢者で構成されている。かれらは、ある最低の水準で容認できる所得の分配が達成されるまで、低所得が平均的な増大よりもはるかに大幅に毎年増えていくと主張している。この最低の水準における各種の所得は、ある純粹な基本額に関連させるべきである。

筆者は一方における純社会保障給付と他方における純最低賃金の間に設けられる恒常的な結合に対して、多数の反対理由を述べている。

(1) もし最低賃金が引上げられるならば、その結果はそれに対応して社会保障給付の引上げをもたらす金額が、要求された当初の金額の倍数となるであろう。2つの社会的な最低が採用されるのには、大きな反対があると考えられる。つまり、それらは労働者に対する最低と、賃金を支払われる雇用で働いていない人びとにに対する最低である。

(2) その結合は最低賃金において望ましいとされる機構的引上げを妨害する。しかし、最低賃金を引上げる手段だけで所得の水準を引下げる可能性は、過大に評価されるべきではない。水準の低下は、高い賃金と低い賃金に異なる百分率で示した引上げを用いることによって達成され、また、これは最低賃金の金額を決定するのであって、その反対ということはあり得ない。

筆者に対するある重要な指摘は、約10年間にわたる努力が、社会保障の最低と純最低賃金との間における純粹な基盤に平等を育てる方向に動いてきたということである。もしこの平等が達成された途端にそれが失われるならば、上述したことは理解されないだろう。

Socialism en Democratie, No.6, 1974, pp. 265 – 272 ; No. 14, '74/75.

## 社会変化と遺族の社会保障

V. Vergeiner and E. Tumova

(チェコスロヴァキア)

本稿には、遺族年金が女性の新しい経済的および社会的な立場からみて、妥当な役割を果しているかどうかの問題を詳細に調査するために行なわれた研究の結果が示されている。

統計的な分析にもとづいて、女性の経済的活動の範囲は、根本的には遺族年金と関係のないという結論が得られた。遺族年金の存在する理由は、性別による全般的な経済的および社会的不平等にあり、それは階層的社会に典型的なもので、その社会では、女性は労働の分野、世帯の機能の分野、また、さらに資産、権威および権力の分野からみて、男子に依存している。

事実上では、社会主义はこれらの不平等の一掃を促進している。しかし、それは生産力発達のレベルによって決定される限界を超えることができないし、その生産力発達は、最終的には、社会における労働の分野がもつ性質、範囲および安定を決定する。したがって、労働の分野から生れた性別による不平等は、

家庭内で存在し続ける。同時に、家庭内では、法律と経済の双方に存在する平等化の推進は、事実上の発達を達成してきた。

世帯内における夫の死亡は、家族の基盤を混乱させ、また、労働の社会的な分野で女性のもつ不平等を強めるが、それらは遺族にとって要求される生活水準を侵害し、ときには、生計の手段を欠くことさえもあるようなあらゆる結果を伴なっている。

遺族に対する社会保障では、生計を提供する機能は後退するが、労働条件と生活環境について男女両性の条件に不平等が存在する限り、また、社会と経済の双方において労働の分野のもつてある明らかな表示が、男子よりも女子にとって不利な状態を続ける限り、平等化の機能は重要性をもち続けるであろう。

女性の雇用が益々増えるということは、その問題を解決していない。われわれの新しい社会では、女性の雇用は就労可能な年齢の女性のうち72.5%に増加しており、扶養されている女性の数は80万人に減っている。しかし、男子の賃金水準の変化と比較した場合、女性の賃金水準の変化は、余り印象的ではないし、平等化の進行にみられる速度では、予想は楽観的でない。

寡婦の相対的な人数は、事実上では、1930年以来と同一水準を維持しているが、かれらの絶対的な人数は、既婚女性と比較したかれらの相対的な人数と同様に（戦後の時期における婚姻率の大幅な上昇により）、やや増えている。寡婦は高齢な女性の宿命で（80%が60歳以上である）、かれらの相対的な人数は、各年齢グループでみれば増えている。寡婦の82%は寡婦年金の受給資格をもっており、かつ、寡婦年金の受給を認められている。年齢によるそのような分布状態は、最も年齢の高いグループ（80歳以上）を除けば、すべての寡婦の年齢分布に対応している。80歳以上のグループの比率は70%に低下するが、これは

過去の制度の名残りを示している。それらのグループの寡婦は社会年金を受給する例が多い。

受給を認められた寡婦年金のうち、僅かに16%だけが経済活動に従事していた人びとに残された寡婦で、残りは年金受給者に残された寡婦であった。遺族年金と当人自身の加入した保険からの老齢年金の双方を受給していた寡婦の人は、40%に増加していた。つまり、寡婦のうち60%だけがかれらの寡婦年金に依存していた。寡婦（2種類の年金を受給する寡婦を含めて）の平均的な所得水準は、男子の平均的な水準に達していなかった。寡婦が2種類の年金を受給するという議論は、寡婦年金の存在に反対する確信的な理論ではない。若い寡婦でさえも大きな社会的ハンディキャップをもっており、そのハンディキャップは雇用から取得する平均的な所得を比較することによって証明される。夫の死亡した場合に、寡婦は一般にその世帯が稼得従事者の死亡で失った所得の3分の2に相当する雇用からのある所得に依存する。

若い寡婦に対する雇用率は、既婚女性の比率より高い。かれらの住んでいる場所は社会的な重要性をもつということが発見されている。つまり、かれらは田舎に住んでおり、また、大都市よりも小さな町に住んでいる。35歳未満のすべての寡婦は子供を養育しており、寡婦の居住する町の規模が大きくなるにつれて、子供の人数は少なくなる。調査は寡婦年金が生計の資金を提供する機能を制約されており、また、男女両性の社会的な条件の相違の結果であり、かつ、稼得従事者の喪失によって生ずる生活水準の相違を、次第に平等化する機能を引受けている。

寡婦年金の受給を認められる主要な判断基準は、引続き次のようなものとなる。つまり、それらは稼得従事者の死亡した翌年における無条件の権利、および、それ以後における完全な廃疾、子供の養育、所定年齢の到達である。

Zabezpečení Pozustalých ve Svetle Spolecenských Zmen,  
Zpravodai Vusz, No. 3, 1973, pp. 21 – 31 ; No. 61,  
'74/75.

になれば密接になるほど、年金受給開始後の雇用について、老齢者の関心はより一層大きくなるのも真実である。

## 年金受給者の雇用は 望まれるべきか？

**Ursula Slawinski** (東ドイツ)

本稿には、筆者が実施した調査研究の結果が示されており、その調査研究には、Rostok 大学の多数のスタッフが参加した。

年金受給者の雇用は老齢者と企業の双方が関心をもっている。それはその雇用が、何故無視されるべきでない社会的な必要性をもつようになったかということである。

ドイツ人民共和国（以下東ドイツ）の北部にある数カ所の企業で行なった調査を通じて得られた結果にもとづき、筆者は年金受給者が強い関心をもっており、社会的に有益であるようになると努力していることを発見している。医師達は社会的に有益な年金受給者の仕事が、直接的には、寿命を延ばすのに役立っているという事実に注目している。また、平均余命が長くなれば長くなるほど、雇用されたいという老齢者の願望はますます強くなるともいわれている。東ドイツの市民達は、65歳以上の平均余命では、全世界の人口のうち第3位に属している。1963–1966年の期間における寿命の統計は、出生時の平均余命が約70歳のあたりであるということを示している。これは徐々に高くなり、次第に老齢者の適職に対するニードがさらに増加する状態をもたらすであろう。また、年金受給者とかれらが最後に従事した雇用との間を結びつけるのが、密接

調査は経済的活動の継続を決定する場合に、全般的な年金受給者は、質問表に理由を示した欄の一番上に報酬をあげていないことを示している。理由は色々に異なっており、企業は一連の刺戟策を決定する前に、各企業の老齢な労働者がもっているニーズと関心を分析すべきである。

筆者はそのような分析について、次のような段階を勧告している。

- (1) 年金年齢に近づいた全従業員の登録とかれらのもっている資格と労働経験の分析。
- (2) 従業員の経験を考慮したかれらの代表的な例の選別、および労働を継続しようとするかれらの関心、かれらをそのような労働延長に誘う動機、および有利な決定を下す条件についての調査など。
- (3) 事実上残っている労働能力と決定を下される該当者の健康状態を示すために、同時に実行なわれる医学的な検査。
- (4) 事業所内とその他の場所の双方における老齢者の雇用がもつ可能性の検討、老齢者に対する仕事の適切性の観点からみた利用可能な仕事、および必要とされるかも知れない労働条件と設備の調整にかんする分析。
- (5) 事業所内における雇用の可能性の分析は、高齢者の職場がもつ適切性の観点からすべての職場の検討も含むべきである。
- (6) 包括的な分析は、関心を抱く老齢な労働者に、事業所が十分な雇用機会をもっているかどうか、あるいは、老齢者が他の場所で仕事を探すのを選ぶかどうか、また、そのような動きがどの程度であるかを示すべきである。
- (7) 一度老齢者のニーズと関心が記録されると、政府と事業所は引下げた労働時間を含む各種の手段を通じて、老齢者達の経済的な活動について経済的および精神的な双方の誘因を開発すべきである。